

I 労働保険関係の成立

社会保険労務士の業務には、「1号業務(書類作成業務)」と「2号業務(提出代行業務)」と「3号業務(相談業務)」があります。1号業務、2号業務、3号業務という呼び方の由来は、社会保険労務士法の「第2条第1号、第2号、第3号(社会保険労務士の業務)」の規定からきています。「1号業務」と「2号業務」は、社会保険労務士の独占業務とされており、社会保険労務士でない人は、報酬を受ける目的で業務を行うことが禁止されています。「3号業務」の人事・労務に関する相談業務については、社会保険労務士でない人でも行うことができる業務です。

第2回より第5回までの4回にわたって「1号業務(書類作成業務)」および「2号業務(提出代行業務)」についてお話します。今回は、労働保険に関する手続業務と提出代行のうち、会社が設立され、はじめて労働保険(労災保険と雇用保険)に加入するときの手続きや労働保険料の年度更新、入社をしたり退職してしまった従業員に対する手続き、求人票の提出を中心に進めていきます。

労働保険には、労災保険や雇用保険のほかに労働保険料の徴収についても含まれています。まずは、労働保険の保険関係が成立したときの手続きについて解説します。

1 はじめて従業員を雇ったら

会社を設立した際、役員だけで業務を開始する会社もありますが、役員は、原則、労災保険と雇用保険は非対象になりますので、労働保険の手続きは必要ありません。例外として、対象となる場合もありますが、例外の手続きについては「Ⅲ 特別加入の申請手続き」と「Ⅴ 兼務役員の雇用保険の取扱い」で解説します。

たとえば、会社が平成25年4月1日に設立され、役員3名で業務を開始しましたが、業務が忙しくなってきたので平成25年8月1日より従業員を2名雇い入れたら、平成25年8月1日から労災保険や雇用保険に従業員を加入させる手続きをしなければなりません。ただし、会社自体がなにも届出をしていない状態なので、従業員の加入手続きをするときに会社の保険関係が成立したという届出も必要になります。この届出を管轄の労働基準監督署やハローワークに届け出ることを、労働保険の「保険関係の成立」といいます。

次頁の事例と p. 16～26 の見本を見ながら、書類の記載のしかたを解説します。